

第1 請求の受付

1 請求人

省略

2 請求書の提出日

令和4年10月24日

3 請求の内容

請求の内容は、別紙 御嵩町職員措置請求書のとおり。

4 要件審査

監査委員は、令和4年11月1日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、監査を実施することを決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項の決定

- (1) 令和3年5月28日に、御嵩町が岐阜県土地開発公社（以下「公社」という。）との間で、可茂消防事務組合南消防署御嵩分署（以下「御嵩分署」という。）の建設を目的に、御嵩町■■■■副町長（以下「■■■■副町長」という。）が所有していた可児郡御嵩町中字大泥188番1、同189番1の各土地（以下「本件土地」という。）の取得にかかる公共事業用地の先行取得等に関する契約（以下「本件先行取得契約」という。）を締結したことが違法又は不当な契約締結、履行行為に該当するか否か。
- (2) 御嵩町が本件先行取得契約に基づき、公社から本件土地を買い取ることが違法又は不当な契約、履行行為に該当するか否か。
- (3) 上記(1)、(2)に伴う公金の支出及び今後予定される公金の支出が、違法又は不当な行為に該当するか否か。

2 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第7項の規定に基づき、令和4年11月2日付け御監第44号で請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和4年11月7日に請求人から電話により、新たな証拠の提出及び陳述はしない旨の回答があった。

3 監査対象機関

御嵩町総務防災課（防災安全係）

4 陳述の聴取

総務防災課に対して関係書類の提示を求め確認を行うとともに、関係職員から説明を受け陳述を聴取した。(実施日：令和4年11月10日)

5 関係人調査の実施

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、可茂消防事務組合（以下「消防組合」という。）に対し、請求人から提出された関係書類の確認をするとともに、関係職員に説明を求めた。(実施日：令和4年11月10日)

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 土地の選定について

平成27年5月27日、消防組合は、御嵩分署候補地として国道21号バイパスエリア沿線の南向き土地で、東は南山団地入口交差点から西は古屋敷交差点の間で、1,800㎡以上の土地を提示するよう御嵩町に依頼していた。

平成27年7月14日、御嵩町は、候補地として①御嵩町御嵩字長谷、②御嵩町中字中坪、③御嵩町中字上地円、④御嵩町中字南山の4つの候補地を消防組合に提示していた。

平成27年7月15日、消防組合は、御嵩町が提示した4つの候補地とその他の候補地として⑤御嵩町中字一丁田、⑥本件土地を含む御嵩町中字下川原、⑦御嵩町中字四万堂の計7か所の候補地の現地視察を行っていた。

平成27年7月28日、消防組合は、候補地視察の結果、現段階で⑥本件土地を含む御嵩町中字下川原が御嵩分署に適した場所であることを御嵩町に伝えていた。

7月28日の協議記録には、 副町長の土地である旨の記載があり、供覧されている。消防組合は、本件土地の地権者が 副町長であることはこの時点で認識していたことを確認した。

平成27年9月24日、御嵩町は⑥の本件土地を含む御嵩町中字下川原、⑧の御嵩町中字大泥、⑨御嵩町中字一丁田、の計3か所の候補地を消防組合に改めて提示していた。

9月24日の協議記録が2つ作成され、本件土地の地権者が 副町長であるとの記載がある協議記録が供覧に付されていない点については、2つの協議記録を合わせたうえ、ともに供覧されており、地権者が 副町長であることに消防組合から異論が出ることを懸念して供覧に付されなかった訳ではないことを確認した。

平成27年10月7日、消防組合は、提示された⑥本件土地を含む御嵩町中字下川原、⑧御嵩町中字大泥、⑨御嵩町中字一丁田の計3か所の候補地の中から第1希望として⑥本件土地を含む御嵩町中字下川原であることを御嵩町に伝えていた。

平成27年10月7日以降、御嵩町においては役場庁舎の建て替えや移転の計画が出

始めた頃であり、消防組合としても災害時には役場との密接な連携による対応が求められることから、役場庁舎の付近が望ましいと考え、協議は一旦中断した。しかし担当者間では情報交換を図っていた。

また、消防組合は、可茂消防事務組合消防力強化プランに基づく消防施設（庁舎）整備計画においては、御嵩分署、森山分遣所の順で整備をする計画となっていたが、御嵩町役場庁舎の建設計画の進捗状況から森山分遣所を先に整備することになった。

令和3年1月15日、御嵩町は、消防力強化プランに基づき、本件土地を選定したこと及び本件土地に関し重要事項があることを踏まえ、選定用地としての適否について協議するよう消防組合へ通知していた。

令和3年1月21日、消防組合は、本件土地の重要事項も含めて、本件土地の選定に同意した旨を御嵩町に通知していた。

（2）空洞深度について

平成27年7月15日候補地視察の移転先候補地一覧で、本件土地のメリットとして空洞深度30m以深の記載があった。

平成27年9月24日協議記録の移転先候補地一覧では、本件土地のデメリットとして空洞深度15m～30mの記載があった。

この記載については、平成27年当時は、本件土地の位置が空洞深度30m以深であるのか、15m～30mであるのか判断がし難いものであったため、9月24日に改めて報告したものであり、虚偽の情報が記載されているという事実はなかったことを確認した。また、請求人から提出された関係書類である資料9は、平成31年3月に発行されたハザードマップであり、平成27年当時のものではないことを確認した。

平成27年10月7日、消防組合は、本件土地の空洞深度が15m～30mであることを踏まえ、本件土地が第1希望であることを御嵩町に伝えていた。

（3）ボーリング調査について

平成27年10月7日の協議記録では、ボーリング調査要請について、「用地が決定すれば、ボーリング調査を行いたい。役場で地権者に確認を得て頂くようお願いする。」との記載がある。

消防組合は、本件土地を第1候補地として御嵩町に示したに過ぎず、本件土地を御嵩分署として決定したものではない。また、全ての候補地において事前ボーリング調査を実施することは膨大な費用を発生させるため、場所が決定してからボーリング調査を実施する意思を示したものであって、用地買収に先立って実施すべき調査の要望でないことを確認した。御嵩町においても、本件土地に対する事前ボーリング調査の要望ではないとの認識であったことを確認した。

令和3年1月15日、御嵩町は、重要事項として御嵩町防災ハザードマップ（平成31

年3月発行)の亜炭層(空洞)深度分布図において、「15mより深く、30mより浅い」と示してあるが、ボーリング調査を実施しないと空洞の有無の判断はできないこと、国土交通省の調査データでは、昭和61年のボーリング調査で隣接地に空洞は確認されていないことを消防組合へ通知していた。

令和3年1月21日、消防組合は、空洞深度についてボーリング調査を実施しないと判断できないことを認識した上で、本件土地の選定に同意した旨を御嵩町に通知していた。

2 監査委員の判断

請求人の措置請求の趣旨は、 副町長の所有していた本件土地を選定したことが、根本的に違法又は不当であるから、(1)本件先行取得契約、(2)本件土地の買取、(1)及び(2)に伴う公金支出の違法又は不当を主張しているものとし、監査対象機関への陳述聴取及び関係人への調査を実施した。

本件土地の選定については、消防組合において緊急輸送道路である国道21号バイパスを活用した東西への移動が速やかに行えることや、御嵩町の市街地や町内唯一の救急指定病院である桃井病院にも進入しやすいといった立地条件を最優先に決定したものであって、御嵩町が虚偽の情報提供や意図的に誘導した事実は存在しなかった。そして、消防組合は地下空洞や空洞があった場合のボーリング調査の必要性は事前に認識した上で、地下空洞の有無に関係なく本件土地の立地条件を最優先に消防事務組合自らが候補地を決定したものであった。また、膨大な費用の発生を抑制するため場所が決定してからボーリング調査を実施した。

以上のことより、御嵩町は最少経費最大効果確保の義務を十分果たしており、裁量権の逸脱濫用は認められないと判断した。

3 結論

消防組合は、消防法に基づく国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを目的とすることから、本件土地を最適な土地であるとして判断し、目的遂行に最も適した場所として選定した。御嵩町は、このような消防組合の選定意思を尊重して本件先行取得契約を締結したものであった。

このことから、本件先行取得契約の締結について、御嵩町の裁量権の逸脱濫用は認められず、違法性又は不当性は認められなかった。よって、本件先行取得契約及び本件土地の買取、またそれに伴う公金の支出について、本措置請求書に記載されている違法又は不当な行為に該当するとはいえず、請求人の主張を棄却することに決定した。